

「封印」は自動車の後面ナンバープレートの左側に取り付けられています。この封印には取付を行った運輸支局等を表示する文字が刻印されています。

※登録自動車の後側のナンバーに向かって左側



自動車は登録することにより、所有権があることを第三者に主張できる民事上の効力(所有権の公証)が生じますが、これはナンバープレートを自動車に正しく表示することによって行います。しナンバープレートが誰でも自由に取り外しができるとなると、この「所有権の公証」が非常に困難なものとなるため、封印を取り付けることによりナンバープレートの自由な取り外しができないようにしています。(道路運送車両法第11条、同法施行規則第8条)